

部会名	平成 28 年度第 3 回高次脳機能障がい部会
日 時	平成 29 年 1 月 24 日 (火) 18:20~20:40
場 所	グリーンホール 2 階ホール
参加者	104 名

区西北部高次脳機能障害支援普及事業（豊島病院）と共催

(1) 講演「高次脳機能障害者の就労支援」

講師：東京都心身障害者福祉センター 高次脳機能障害者支援担当 明智豊文氏

板橋区障がい者就労支援センター ハートワーク 日下広一郎所長

- ・高次脳機能障がい者の就労の一般的な流れについて
- ・事例紹介

<アンケートから>

○MSW や ST の参加が多く、関心の高さが窺えた。

○使用できる社会資源、相談できる機関がわかり、参考になった。

○講演を聞いたことで、今後復職希望のある患者さんに具体的な情報を還元できると思う。

○実際の事例を通して、就労までの流れについて詳しく知れてよかった。

(2) 部会員一覧表の配布

- ・病院にはリハビリテーション科と医療相談室にそれぞれ 1 冊ずつ配布、その他の事業所や機関には 1 冊ずつ配布なので、見たことの無い人もいるようだ。今回は紙ファイルの表紙をつけたので事業所に置いてあっても使い易いと思う。

- ・平成 29 年 6 月頃から、区西北部高次脳機能障害支援普及事業の「高次脳機能障害マップ」（インターネット）に up される予定。

<アンケートから>

○高次脳機能障がいのある患者さんや利用者さんの対応支援の相談先の参考にできる。

○今後の支援に役立てたいと思う。

(3) 次回予定

平成 29 年度第 1 回高次脳機能障がい部会

日時：平成 29 年 6 月 13 日 (火) 18:20~

場所：グリーンホール 2 階ホール

内容：講演「高次脳機能障がい者への経済的支援や制度について」（予定）

講師：東京慈恵会医科大学附属第三病院

総合医療支援センター ソーシャルワーカー室 主任 鈴木亜都佐氏

# 高次脳機能障がい者の 自立生活支援を考える」

障がいをもつことは日々の暮らしや将来の生活設計などで大きな課題を背負うことになります。昨年のフォーラムで「高次脳機能障がい者の家族としての支援」を話し合った際も「親亡きあとの生活をどうするか」という課題が提起され、生活の困難さが浮き彫りになりました。障がいをもった人達が地域で生活して行く時、障がい者を地域の構成員として受け入れ支えていくという地域住民の意識は大変重要です。その様な意識は芽生えてはいますが、更なる醸成は私達市民の喫緊の課題です。今回は、障がい者の「親亡きあと」も含めて「自立生活」を支援している「横浜市自立生活アシスタント事業」で高次脳機能障がい者の自立生活支援を担当している「クラブハウスすてっぷなな」の野々垣睦美施設長に、事業についてと実際の支援についてお話し戴きます。

高次脳機能障がい当事者・ご家族・関係者・支援者・一般区民の皆様で、自立生活支援についてどのような体制の構築が望まれるか、又、一人ひとりに何が出来るかを考えてみませんか。皆様のご参加をお待ちしています。

- |           |  |
|-----------|--|
| 日 時       | 平成 29年 3月 18日 (土) 9時 50分 ~ 11時 50分 (受付は 9時 30分から)                          |
| 会 場       | まなぼーと大原(大原生涯学習センター) 旧大原社会教育会館 2階 第 講義室<br>板橋区大原町 5- 18(最寄駅 都営三田線本蓮沼駅徒歩 5分) |
| 定 員       | 50名 (事前申し込みはありません、当日先着順となります)  |
| 費 用       | 無料   |
| 問い合わせ     | みんなのセンターおむすび 電話 03-3579-7059   |
| 内 容       |  |
| 1 趣旨説明    | 中途障害をもつ人のデイサービスをつくろう会代表、<br>板橋区地域自立支援協議会高次脳機能障がい部会長 本山千恵子さん                |
| 2 講 演     | 「横浜市自立生活アシスタント事業(高次脳機能障害)」<br>講師 クラブハウスすてっぷなな施設長 作業療法士 野々垣睦美さん             |
| 3 グループワーク |  |
| 5 総 評     | 野々垣睦美さん  |
| 6 閉会の挨拶   | 特定非営利活動法人 みんなのセンターおむすび 理事長 加藤 勉さん  |

- |      |  |
|------|--|
| 共 催  | 板橋区教育委員会(生涯学習課大原生涯学習センター)<br>特定非営利活動法人 ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし |
| 企画運営 | 中途障害者と家族の会 のびるの会<br>特定非営利活動法人 みんなのセンターおむすび                     |
| 協 力  | 特定非営利活動法人 東京高次脳機能障害協議会<br>板橋区地域自立支援協議会高次脳機能障がい部会               |

部会名	平成 28 年度第 3 回相談支援部会		
日 時	平成 29 年 2 月 6 日 (月) 10:00~12:00		
場 所	板橋区役所 南館 2 階 人材育成センター		
参加者	委員等 13 名、オブザーバー 2 名、事務局 4 名		
会議の公開 (傍聴)	公開 (傍聴できる)	傍聴者数	2 人
<p>議題 1: 計画相談の進捗</p> <p>○事務局より、計画相談の進捗状況について報告</p> <p>議題 2: 基幹相談支援センターの実績と課題</p> <p>○基幹相談支援センター担当より、実績と課題について報告</p> <p>○4 月~12 月末のべ件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業者への専門的指導・助言 33 件</li> <li>・相談支援専門員の育成支援 40 件</li> <li>・計画相談支援・障がい児相談支援の推進 26 件</li> <li>・地域の相談支援機関・関係機関との連携強化 145 件</li> </ul> <p>議題 3: 相談支援事業所実務担当者連絡会の報告</p> <p>○基幹相談支援センター担当より、1 月の相談支援事業所実務担当者連絡会で行った事例検討での課題などについて報告</p> <p>検討事例: 知的障がいの高齢化に伴い、ニーズと支援の方向性の確認が必要なケースについて、その方法と確認の観点</p> <p>課題① 医療機関との連携の必要性</p> <p>課題② 加齢に伴う変化などを客観的に判断することの難しさ</p> <p>議題 4: 提言内容に対する検討</p> <p>○部会長より、相談支援部会から本会への提言の内容について確認</p>			

部会名	平成 28 年度第 2 回障がい児部会		
日 時	平成 29 年 2 月 16 日 (木) 9:30~11:30		
場 所	心身障害児総合医療療育センター 本館 3 階 会議室		
参加者	【委員 13 名】【事務局 3 名】 【乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会 41 名】 出席者数 49 名 ※共催のため、委員と関係機関連絡会の出席者が重複している。		
会議の公開 (傍聴)	非公開 (傍聴できない)	傍聴者数	

## 報告

- (1) 医療的ケアが必要な児童についての現状報告  
特別支援学校の児童数・医療的ケアが必要な児童数について事務局より説明を行った。
- (2) 個別支援計画の現状について (作成と利用)  
事務局より資料に基づき説明を行った。
- (3) 相談支援部会より障害者差別解消法事例集  
事務局より資料に基づき説明を行った。

## 議題

「発達障がい児や発達の遅れや偏りなどの気づきの段階の子どもたちを含めた包括的な子育て支援」のあり方

- (1) 待機児童について  
保育サービス課から補足説明があった。  
・保育士に勉強会等を実施し、より子どもたちの支援をできるようにしている段階である。
- (2) 療育機関利用についての確認
- (3) 制度と財源等のあるべき姿と現況及び今後の課題について  
部会長より説明があった。  
・東京 YWCA キッズガーデンが来年度、児童発達支援センターとなる予定。  
・発達障がい児への共通的なアドバイスが重要であり、子育ての分かりやすいアクセス方法を連携し、作成していきたい。  
オブザーバーより説明があった。  
・現在、児童福祉は主に、インフォーマル的なアセスメント (各家庭の支援を考慮して決定する方法) をしているため、フォーマル的なアセスメント (基準など決定に説明がつく方法) を今後、高齢福祉や、障がい者福祉を参考にしていく必要がある。
- (4) 支援者の育成について
- (5) 連携について

## その他

- ・日本大学医学部付属病院 板橋病院は昨年 12 月より、発達専門の初診外来を完全予約制とした。
- ・帝京大学医学部付属病院も、発達に関しては神経小児科の神経専門外に予約して診察をしている。
- ・心身障害児総合医療療育センターは、今年 4 月より発達障がい児の診察受付を再開する。詳細は 2 月下旬以降ホームページより発表する。
- ・医療的ケア児を含めた重度の児童向けの相談できる事業所を心身障害児総合医療療育センターの相談室で開始した。

## 「子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援に向けて—分断された制度・仕組みの理解—」

和洋女子大学 佐藤まゆみ

表1 福祉3分野の実施体制

分野	高齢者福祉	障害者福祉	子ども家庭福祉
仕組みの違い			
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援</li> <li>・利用者本位</li> <li>・権利擁護(老人福祉法、介護保険法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の尊厳</li> <li>・共生社会の実現</li> <li>・身近な場所で必要な支援を受けられる</li> <li>・社会参加の機会の確保</li> <li>・どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと</li> <li>・社会的障壁の除去(障害者総合支援法等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の最善の利益</li> <li>・児童の育成責任</li> <li>・保護者の養育責任(児童福祉法等)</li> </ul>
主たるサービス利用方法	社会保険、契約	契約	措置と契約
権利擁護のためのサブシステム	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援(市町村努力義務)</li> <li>・成年後見制度(都道府県市町村努力義務)</li> </ul>	未成年後見制度
措置の扱い	例外的	例外的、権利擁護	要保護児童の援助でメイン
主な実施主体	市町村(一元的)	市町村(一元的)	都道府県と市町村(二元的)
サービスの支給決定プロセス	相談の上、要介護認定制度で2段階の判定で介護状態が認定され、サービス支給限度基準額が決まり、利用するサービス内容はニーズに応じたケアプラン作成のためケアマネと決める ・ソーシャルワークのプロセスに一致する(担当者が変わっても一定の基準は守られる)	相談の上、障害支援区分で状態が判定され、サービスの量が決められ、利用するサービス内容はニーズに応じたケアプラン作成において相談員と決める ・ソーシャルワークのプロセスに一致する(担当者が変わっても一定の基準は守られる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談のうえ担当者がアセスメントするが、客観的なアセスメントによる状態の判定はできず、サービスの量や内容、期間は客観的には決まらない。措置の場合は行政処分として決定する</li> <li>・ソーシャルワークのプロセスに近いが大部分は担当者の経験的判断に委ねられる(担当者の力量により大きく左右される)</li> </ul>
給付と費用負担	連動している 応益負担(原則1割)	連動していない 所得による4段階の応能負担	連動していない 応能負担
負担軽減	あり 低所得者の補足給付 高額介護(予防)サービス費	あり 高額障害福祉サービス等給付費 食費等実費減免措置(補足給付) 生活保護への移行防止策	あり 実費徴収に対する補足給付
財源	社会保険(介護保険)と税	税	税
税が占める割合	50%程度	ほぼ100%	ほぼ100%
市町村の負担	あり約4分の1	あり4分の1	あり(社会的養護を除く。詳細別表)
地域包括ケア	あり H23から推進 H27から構築へ	過渡期 H25から市町村基幹相談支援センターを中核機関とする体制強化と自立支援協議会法定化・設置	(全体としては)なし H27から子育て世代包括支援センター設置するも、仕組みより機能面の話(内閣府の事業イメージに記載)。子どもの援助ごとに児相と市町村が連携する状態

※方法・機能が先行して、制度(二元的体制の統合)が  
おいていない

表2 子ども家庭福祉の実施体制

分野 仕組みの違い	社会的養護	保育	子育て支援	障害児	母子生活支援施設
理念	・家庭環境を奪われたあるいは支援が必要な子どもの代替的環境における支援 ・要保護児童の自立	・保護者の就労や疾病等で保育を必要とする乳幼児のためのサービス体系	・旧来の地域の互助による子育てを制度的に構築して保護者と子どもを支援	・障害者総合支援法の理念と児童福祉法の理念	・母子家庭の就労や生活等の安定
サービス利用方法	・措置	子ども・子育て支援制度の施設型給付・地域型保育給付 ・幼保連携型認定こども園 その他の認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園と地域型保育給付は公的契約 ・私立保育所は行政との利用契約(保育の実施)	・自由に利用 ・保護者の申込により調整	障害児施設給付制度による ・障害児入所施設支援 ・通所給付決定	・利用契約(母子保護の実施)
措置の扱い		なし(利用の勧奨) ただし公的契約の場合は一部措置あり	なし	要保護児童	なし(利用の勧奨)
主な実施主体	都道府県	市町村	市町村	給付の判定は都道府県(児相) 入所は都道府県 通所は市町村	市(福祉事務所を設置している町村を含む)
サービスの支給決定プロセス	相談→一時保護→児相長が施設入所措置決定→施設入所	申請→客観的基準による教育・保育の必要性認定→決定→支給認定証発行→利用開始	申請→登録→利用開始	入所支援:児相に申請→障害支援区分認定→給付制度決定→直接契約→利用開始 通所支援(発達支援):市町村に申請→障害支援区分認定→通所給付決定→障害児支援利用計画作成→直接契約→利用開始	申請→母子保護の実施の決定→施設入所
サービス給付に係る費用負担	応能負担	応能負担	応能負担	応能負担	応能負担
財源	税+利用料負担	税+一部事業主負担+利用料負担	税+利用料負担+一部事業主負担	税+利用料負担	税+利用料負担
市町村の負担	なし 国庫負担と都道府県・指定都市・児童相談所設置市の負担1/2ずつ	あり (新制度の施設型給付) 公設公営:市町村10/10 民営:国1/2都道府県1/4市町村1/4	あり 地域子ども・子育て支援事業:国1/3都道府県1/3市町村1/3 妊婦健康診査、公立の延長保育事業は市町村10/10 (事業主拠出金あり:延長保育、病児保育、学童保育、仕事・子育て両立支援事業)	あり 通所)国1/2都道府県1/4市町村1/4 ※入所は国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2	あり 市及び福祉事務所の設置町村:都道府県立施設(国1/2都道府県1/2)、市町村立施設・私設施設(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4) 都道府県・指定都市・中核市:いずれの設置者でも国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
地域包括ケア	—	—	H27より子育て世代包括支援センター設置推進。ただし、機能的な面が強く、必ずしも地域包括ケア体制ではない	※総合支援法に関わる部分は包括的だが、児の部分だけを見ると子ども家庭福祉の他の領域が包括的でなく運動していないので包括的とはいえない	—

作成:和洋女子大学 佐藤まゆみ 淑徳大学 柏女重峰

部会名	平成 28 年度第 2 回就労支援部会		
日 時	平成 29 年 3 月 2 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00		
場 所	グリーンホール 601 会議室		
参加者	障がい者福祉課管理係、ワーキングトライ、ハートワークなど。		
会議の公開 (傍聴)	非公開 (傍聴できない)	傍聴者数	
<p>○内容</p> <p>当日参加者 25 人。</p> <p>今回の就労支援部会は、就業・生活支援センターのワーキングトライが実施している「第二回いたばし就労支援ネットワーク会議」との共催として実施。</p> <p>区内における就労支援関係者のネットワーク構築を目指す目的が同じであることが共催の理由である。参加メンバーは一般就労支援事業所、福祉的就労支援事業所等さまざまな立場の職員であった。</p> <p>当日のプログラム。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「足立・荒川就労促進勉強会グループの取り組みから学ぶ」講演 (WEL'S 新木場 橋本一豊様)</li> <li>2. グループ討議「いたばし就労支援ネットワークのあり方について考える」</li> </ol> <p>5 組に分かれてグループワーク。</p> <p>今後の運営方針や何をテーマに集まっていくか等、開催に関して検討の余地があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>			